

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	定額減税補足給付金(調整給付)及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、定額減税補足給付金(調整給付)及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

須坂市

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務(令和6年11月30日終了) 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(11月2日閣議決定)を踏まえ、定額減税を補足する給付として、定額減税しきれない所得水準の者(納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。))に基づき算定される定額減税可能額(※)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者)への補足給付(調整給付)を実施するための情報の管理等に関する事務を行う。また、調整給付を実施した後で支給額に不足が生じる方に対して、不足分を不足額給付として支給する。 この支給事務の実施に当たり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①地方公共団体 情報連携中間サーバーシステムによる公金受取口座の照会及び情報の取得 ②取得した公金受取口座への振込の実施 ③その他対象者に関する情報管理 (※)定額減税可能額 ・所得税分 = 3万円 × (納税義務者本人+扶養親族数) ・個人住民税所得割分 = 1万円 × (納税義務者本人+扶養親族数)
③システムの名称	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名管理システム ・地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム

2. 特定個人情報ファイル名

・住民税課税情報ファイル ・公金受取口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第7号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和6年2月16日デジタル庁告示第5号)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会にかかる法令根拠＞ ・番号法第19条第8号及び別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第8号)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-248-9000 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課行政改革推進係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-248-9000 内線3114
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認など、複数回にわたって確認を行うようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第7号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和6年2月16日デジタル庁告示第5号)	・番号法第9条第1項及び別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第7号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和6年2月16日デジタル庁告示第5号)	事後	法改正及び見直しに伴う修正
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第8号) <情報提供> 提供なし	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第8号) <情報提供> 提供なし	事後	法改正及び見直しに伴う修正
令和7年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	2024/6/3	2025/4/1	事前	
令和7年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	2024/6/3	2025/4/1	事前	
令和7年6月20日	表紙 評価書名	定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務	定額減税補足給付金(調整給付)及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため
令和7年6月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	須坂市は、定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	須坂市は、定額減税補足給付金(調整給付)及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務	定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務(令和6年11月30日終了) 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(11月2日閣議決定)を踏まえ、定額減税を補足する給付として、定額減税しきれない所得水準の者(納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。))に基づき算定される定額減税可能額(※)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者)への補足給付(調整給付)を実施するための情報の管理等に関する事務を行う。 この支給事務の実施に当たり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①地方公共団体 情報連携中間サーバーシステムによる公金受取口座の照会及び情報の取得 ②取得した公金受取口座への振込の実施 ③その他対象者に関する情報管理 (※)定額減税可能額 ・所得税分＝3万円×(納税義務者本人+扶養親族数) ・個人住民税所得割分＝1万円×(納税義務者本人+扶養親族数)	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(11月2日閣議決定)を踏まえ、定額減税を補足する給付として、定額減税しきれない所得水準の者(納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。))に基づき算定される定額減税可能額(※)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者)への補足給付(調整給付)を実施するための情報の管理等に関する事務を行う。また、調整給付を実施した後で支給額に不足が生じる方に対して、不足分を不足額給付として支給する。 この支給事務の実施に当たり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①地方公共団体 情報連携中間サーバーシステムによる公金受取口座の照会及び情報の取得 ②取得した公金受取口座への振込の実施 ③その他対象者に関する情報管理 (※)定額減税可能額 ・所得税分＝3万円×(納税義務者本人+扶養親族数) ・個人住民税所得割分＝1万円×(納税義務者本人+扶養親族数)	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため
令和7年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	2025/4/1	2025/6/2	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため
令和7年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	2025/4/1	2025/6/2	事前	新しい給付金の実施において見直しが必要となったため